

住民税 年金からの特別徴収

10月分から引き落とし開始

25年度から、公的年金等にかかる住民税が新たに公的年金より特別徴収(引き落とし)される方は、10月分の年金支払い分から引き落としが始まります。これは、住民税の納税方法が一部変更となるもので、新たな税負担は生じません。

対象となる方

前年中に公的年金等の支払いを受けた方のうち当該年度の4月1日に老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方で、介護保険料が特別徴収されている方 ※次の方は対象となりません

○老齢基礎年金等の年額が18万円未満の方
○老齢基礎年金等から所得税額、介護保険料、国民健康保険料お

引き落としされる税額は、6月に送付した平成25年度特別区民税・都民税納税通知書をご覧ください。

ひとり親家庭の

お父さん、お母さんを支援

就労支援のための各種給付金の支給等

自立が困難なひとり親家庭の父母の支援として、就労支援に関する給付金支給をはじめさまざまな事業を行っています。

給付金の支給

経済的自立を目指し修業するひとり親家庭の父母を支援するため、「高等技能訓練促進費」と「自立支援教育訓練給付金」の2種類の給付金事業を行っています。給付金を受けるためには、福祉事務所に事前に相談することが必要です。

〔20歳未満のお子さんを扶養する父親、母親で児童扶養手当受給者および同様の所得水準の方〕

○高等技能訓練促進費
安定した生活を営むために、

よび後期高齢者医療制度の保険料を控除した額が住民税額に満たない方

対象となる税額

公的年金等の所得にかかる住民税額(所得割額と均等割額)

徴収方法

年6回の公的年金支払い時に、年金支払者が特別徴収義務者として特別徴収を行い、各区市町村に納入します。

〔今年度から新たに対象となる方〕公的年金等にかかる年税額の2分の1に相当する額を普通徴収として6月・8月に納付書

それ以外の方は25,000円を支給(養成訓練の修了日より30日以内に要申請)
○自立支援教育訓練給付金
就労に役立てるために必要な教育訓練講座を受講した場合、負担した受講料の一部を助成します。

〔給付金支払った費用の20%に相当する額(上限10万円) ※4,000円以下は対象外
〔対象となる講座・資格〕雇用保険制度の教育訓練給付指定教育訓練講座等。具体的な講座・資格については、教育訓練給付制度検索システム(HP http://www.kyufu.javad.a.or.jp/kensaku/「M_kensaku」)をご覧ください。

ひとり親家庭のお母さんへ生活全般の相談・支援

母子自立支援員が、ひとり親家庭の母親が抱える、経済的な

や口座振替により納めていただき、残額を10月・12月・平成26年2月の年金支払い分から特別徴収します。

〔昨年度から対象の方〕公的年金等にかかる年税額から4月・6月・8月に特別徴収(仮徴収)した額を差し引いた残額を、10月・12月・平成26年2月の年金支払い分から特別徴収(本徴収)します。

引き落としが中止となる場合
引き落とし開始後、江東区外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は引き落としが中止となり、普通

悩み、こどもの就学問題など、生活の相談に応じ支援いたします。その他、18歳未満のこどもの養育が十分に行えない母子世帯を対象に自立支援を行う母子生活支援施設への入所相談(要審査)や、DV(配偶者暴力)からの避難等、緊急に保護を必要とする母子または女性が利用する緊急一時保護施設の入所相談も行っています。一人で悩まずお気軽にご相談ください。

母子福祉資金の貸付

母子家庭の母親等を対象に、経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金をお貸しします(要審査)。

〔資金の種類〕修学資金、転宅資金、生活資金など12種類の資金があり、貸付限度額・据置期間・償還期限が資金により異なります。詳細は母子自立支援員にお問い合わせください。

徴収(納付書や口座振替で納める方法)により納めていただくこととなります。

課税課

☎(3647)800112・8004

公的年金からの特別徴収の方法

今年度(平成25年度)から対象となる方

税額	普通徴収		特別徴収(本徴収)		
	6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	平成26年2月
	各期、年税額の1/4		各月、年税額の1/6		

昨年度から引き続き対象の方

税額	特別徴収(仮徴収)		特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月
	各月、平成25年2月と同額		各月、年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3		

10月は「乳がん月間」

早期発見のために検診の受診を 各種がん検診も実施中

現在日本では16人に1人が乳がんになるといわれています。乳がんは早期に発見できれば治療率が高いにもかかわらず、死亡率は増加傾向にあります。乳がんを身近な問題としてとらえ、正しい知識を持ち、早期発見のため検診を受診しましょう。

区では、乳がん・子宮頸がん検診を実施しています。検診対象者の方には、6月中旬に受診券(またはクーポン券)を送付済みですが、転入等で届いていない方、昨年度未受診の方はご連絡ください。

また、各種がん検診も実施中です。大腸がん・前立腺がん検診対象者の方には、6月中旬に



介護事業所勤務の方向け

スキルアップ研修受講生募集

「介護技術」「認知症研修」など多彩な8講座

介護事業所におけるサービスの向上や職員の自己啓発の支援を図るため、区では介護職員向けスキルアップ研修を実施しています。

介護保険制度の改正や多様化する利用者の個別ニーズに対応できる専門知識・技術の習得を目指す方、ぜひお申し込みください

受診券を送付済みですので、まだ受診していない方は、平成26年2月20日(木)までに受診しましょう。胃がん・肺がん検診は申込制で実施しています。受診方法などはお問い合わせください。

☎(3647)9487 FAX(3615)7171

	乳がん検診	子宮頸がん検診
検診期間	平成26年2/20(木)まで	
対象者	40歳以上の偶数年齢に達する女性区民の方(昭和49年3月31日以前に生まれた方)	20歳以上の偶数年齢に達する女性区民の方(平成6年3月31日以前に生まれた方)
費用	1,000円	600円
検診項目	問診・視触診・マンモグラフィ	問診・視診・子宮頸部細胞診・内診

※対象者の年齢は平成26年3月末日現在
※前年度住民税非課税者・生活保護受給者等は無料

〔申〕所定の申込用紙(区ホームページから入手できます)に必要事項を記入し、委託事業所の(株)パソナにファクスで

FAX(6832)1288 ☎(6832)1281

※申込用紙は介護事業所宛てに5月下旬に発送しています

☎(3647)4961

